





翌年度における使用見込	区分	種目	構造	使用区分	事由	見込数量	見込価格		
						㎡	円		
参考事項	監査結果								
	庁舎等使用調整計画の策定状況		( )						
	各省各庁の長又は部局長の意見								
	財務局長又は福岡財務支局長の意見								
	都市計画等の法的指定等		区域 地域	建ぺい率	% ( )	% ( )	容積率	% ( )	% ( )
	駐車場の駐車台数		全駐車台数 台 (うち官用 台)						
	職員数	定員	人	現在人員	人 (人)	その他	人		
		翌年度増減見込							
	組織改編等の予定								
	索引番号	( )							

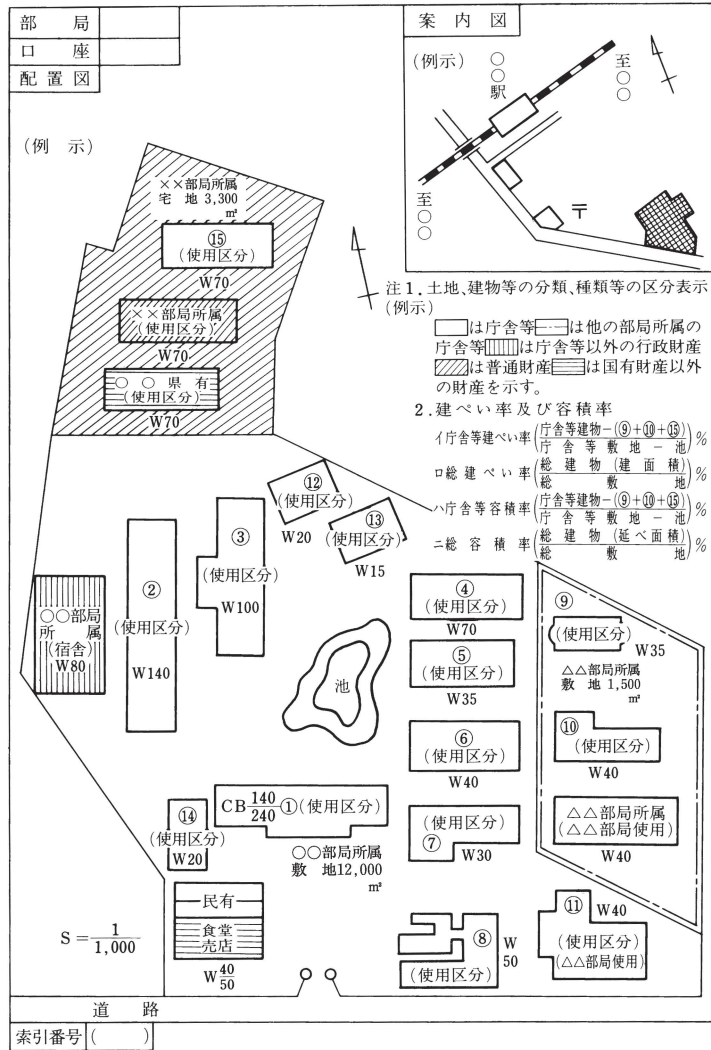
作成要領

- 「口座」欄には、その部局所属の国有財産である庁舎等について国有財産台帳に登録されている口座名を記載する。ただし、その部局所属の国有財産であつて庁舎等以外のものを使用している部局にあつては、その財産について国有財産台帳に登録されている口座名を、借り受けている庁舎等又は他の部局所属の国有財産を使用している部局にあつては、それらを現に使用している官署の名称を、それぞれ ( ) を付して記載する。
- 「会計」欄には、所属している会計名を記載し、勘定のある特別会計にあつては、勘定名を併せて記載する。
- 「住居表示」欄には、住居表示が実施されている地域に庁舎等が所在する場合に、その住居表示を記載する。
- 「国有財産台帳記載事項」欄には、当該口座(「口座」欄において ( ) を付して記載する口座名又は官署の名称を除く。)に属する国有財産の当該年度末の現在額(国有財産法第2条第1項第2号、第5号及び第6号に掲げる財産並びに同項第3号に掲げる財産で同項第2号に係る財産に係るものを除く。)を記載する。ただし、当該国有財産のうち、庁舎等以外の用途に供し又は他の部局若しくは国以外の者が使用する部分があるときは、土地にあつてはその面積が300㎡を、建物にあつてはその延べ面積が150㎡を、その他の財産にあつてはその区分ごとの見積価格が50万円を、それぞれ超えるものについて、その合計数量又は価格を区分ごとの「数量」欄又は「価格」欄の ( ) 内に内書きする。
- 「その他の国有財産の数量」欄には、その部局所属の庁舎等以外の国有財産を使用している場合に、その部局所属の行政財産であつて庁舎等以外のもの及び他の部局所属の行政財産の数量を「行政財産」欄に、普通財産の数量を「普通財産」欄に記載する。この場合、他の部局所属の行政財産及び財務局又は福岡財務支局所属の普通財産の数量は ( ) 内に内書きするとともに、他の部局所属の行政財産については当該他の部局の名称を記載する。なお、区分は、「国有財産台帳記載事項」欄の区分と同一とする。
- 「借受庁舎等に関する事項」欄には、借り受けている庁舎等を使用している場合に、次の要領により記載する。
  - 「使用区分」欄には、土地にあつては、庁舎敷地、病院敷地、学校敷地、運動場等当該施設の主たる用途を、建物にあつては、事務庁舎、研究室、病院等主たる用途及び建物の名称を記載する。
  - 「数量」欄、「賃借料(年額)」欄及び「相手方」欄については契約の内容に従い記載する。
  - 「期間」欄には、契約の内容に従い契約期間の始期及び終期の年月日を記載する。
  - 「借受対象」欄には、一棟の建物の全部を借り受けている場合には「全部」と、一棟の建物の一部を借り受けている場合には「一部」と記載する。
  - 「翌年度見込」欄には、翌年度における契約の見込みについて、例えば、「契約更新」又は「契約解除」のように記載する。
- 「使用現況」欄には、国有財産である庁舎等のうち、土地及び建物について次の要領により記載する。
  - 「建物」欄は一棟ごとに記載するが、雑屋建にあつては、複数棟を併せて記載しても差し支えない。

- (2) 「建物番号」欄には、国有財産台帳に記載された建物番号を記載する。ただし、上記(1)により複数棟を併せて記載する場合においては建物番号に代えて、その棟数を( )を付して記載する。
- (3) 「種目」欄及び「構造」欄には、国有財産台帳に記載された種目及び構造を記載する。この場合、構造については、次に掲げる区分に応じ、それぞれの符号を付し、例えば、鉄骨鉄筋コンクリート造地下一階付き十二階建については「SRC-12-1」のように略記する。
- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 鉄骨鉄筋コンクリート造       | SRC |
| 鉄筋コンクリート造         | RC  |
| コンクリートブロック造及びれんが造 | CB  |
| 木造及び木造モルタル造       | W   |
| 鉄骨造               | S   |
- (4) 「使用区分」欄には、土地にあつては、庁舎敷地、病院敷地、学校敷地、運動場等当該施設の主たる用途を、建物にあつては、事務庁舎、研究室、病院等主たる用途又は建物の名称を記載する。
- (5) 「取得年月及び事由」欄には、国有財産について、当該財産の主要部分の取得の年月とその事由を、例えば、「平14. 4購入」のように記載する。
- (6) 「建築年月」欄には、国有財産である建物について、当該財産の主要部分を建築した年月を記載する。
- (7) 「数量」欄には、土地については、建物敷地の面積（主として建物の敷地に供されていると認められる一団地の区域の面積とする。）を( )内に内書きする。
- (8) 「価格」欄には、国有財産台帳に記載された価格を記載する。
- (9) 「耐震診断結果」欄には、建築物の耐震診断が実施された庁舎等について、その結果を記載する。
- (10) 「利用状況」欄には、国有財産である庁舎等のうち、他の部局又は国以外の者が使用する部分がある場合は、当該庁舎等を現に使用しているすべての官署ごとの利用状況又は国以外の者の利用状況（期間、相手方使用料等を含む。）を記載する。
8. 「翌年度における使用見込」欄には、国有財産である庁舎等のうち、翌年度において購入、交換、寄附、所管換、所属替、新築、増築、改築、取壊し等の個々の計画があるものについて次の要領により記載する。
- (1) 「区分」欄には、原則として、土地と建物に区分して記載する。ただし、購入、交換等土地と建物を同一の契約等で取得又は処分するものにあつては、土地及び建物を併せて記載しても差し支えない。
- (2) 「事由」欄には、購入、交換、寄附、所管換、所属替、新築、増築、改築、取壊し等財産の増減事由を記載する。
- (3) 「見込数量」欄及び「見込価格」欄には、国有財産である土地及び建物について取得、所管換、処分等による財産の見込数量及び見込価格（減の場合には△印を付する。）を記載する。
9. 「参考事項」欄には、次の要領により記載する。
- (1) 「監査結果」欄には、庁舎等の実地監査が行われた場合に、その監査の結果を記載する。なお、複数の官署について実地監査が行われた場合にあつては、官署ごとに記載する。
- (2) 「庁舎等使用調整計画の策定状況」欄には、庁舎等について、庁舎等使用調整計画が定められた年度その他当該計画を特定する事項を記載するとともに、例えば、「平20. 3完了」又は「未完了」といつた進捗状況を( )内に記載する。

- (3) 「各省各庁の長又は部局長の意見」欄には、使用調整についての各省各庁の長又は部局長の意見を記載する。
- (4) 「財務局長又は福岡財務支局長の意見」欄には、財務局長又は福岡財務支局長の使用調整についての意見を記載するものとし、各省各庁においては、記載する必要はない。
- (5) 「都市計画等の法的指定等」欄には、都市計画に定められている区域区分及び地域地区、建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度並びに建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度を記載するとともに、当該庁舎等の総建ぺい率及び総容積率を( )内に記載する。
- (6) 「駐車場の駐車台数」欄には、当該庁舎等に設置されている駐車場の全駐車台数を記載し、当該駐車場のうち、官用の車を駐車するための部分がある場合は、その駐車台数を( )内に内書きする。
- (7) 「職員数」欄には、職員定数及びこれに対する現在人員を「定員」欄及び「現在人員」欄に、法令で定められていない常勤及び非常勤の職員の数「その他」欄に、翌年度において定員その他について増減の見込みのあるものはその数を「翌年度増減見込」欄に、それぞれ記載する。なお、庁舎等のうち、他の部局が使用する部分があるときは、当該庁舎等において執務する他の部局の職員の現在人員を「現在人員」欄の( )内に記載する。
- (8) 「組織改編等の予定」欄には、当該庁舎等を使用している官署について、組織改編等の予定があれば、その概要を記載する。
10. 「索引番号」欄は、部局ごとに一連のものとし、( )内には2「目次」の当該口座の索引番号を記載する。

4. 図面



作成要領

1. 図面の用紙の大きさ及び縮尺は随意とするが、折りたたみの大きさは日本産業規格A列4と同一とする。
2. 図面には、案内図と配置図を併記する。ただし、案内図は別葉としてもさしつかえない。
3. 配置図には、庁舎等及び3「使用現況及び見込」の「その他の財産の数量」欄に記載したその他の財産について、その概況を記載する。
4. 庁舎等のうち、土地には、その総面積及び3「使用現況及び見込」の「使用区分」に記載した主な用途別の面積を、建物には、建物番号、構造(3「使用現況及び見込」において用いた略号による。)、建面積及び延べ面積(  $\frac{\text{建}}{\text{延べ}} \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$  で表示する。)を併記する。ただし、国の事務、事業又は企業の用に供されている財産のうち、庁舎等以外の用途に供し又は他の部局若しくは国以外の者が使用する部分があるときは、その現に供する用途又はこれを使用する他の部局名若しくは国以外の者の氏名若しくは名称等参考となる事項を記載する。  
  
 なお、庁舎等以外の財産を使用しているときは、財産の分類、種類等の別を色分け又は線引等の方法で区分して表示し、それぞれの所属部局名又は民公有の別のほか庁舎等の記載に準じて参考となるべき事項を記載する。
5. 配置図余白に、土地、建物等の分類、種類等の区分表示及び建ぺい率並びに容積率を記載する。
6. 土地又は建物について予定計画のあるものは、その計画を表示する。ただし、別葉として作成してもさしつかえない。
7. 「索引番号」欄には、3「使用現況及び見込」の「索引番号」欄と同じ番号を記載する。なお、2又は6により別葉を作成するときは、別葉の索引番号は図面の索引番号に枝番号を付し、たとえば索引番号3-2(4)のように記載する。
8. その他の記載の方法等については、3「使用現況及び見込」の作成要領の例による。